

大阪市教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立クラフトパークについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立クラフトパーク条例（平成11年大阪市条例第38号）第16条前段の規定に基づき告示する。

令和8年1月5日

大阪市教育長 多田勝哉

1 施設の名称

大阪市立クラフトパーク

2 指定管理者

大阪市中央区谷町2丁目3-12

ジェイコムウエスト

構成員 株式会社ジェイコムウエスト

株式会社総合管理

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当）